

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月2日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社NEXT -
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03 - 6212 - 6097
【事務連絡者氏名】	インテグラル株式会社 CFO兼コントローラー 澄川 恭章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社NEXT - (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社NEXT - をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社オリバーをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が、2021年8月2日付で、対象者の取締役会長である大川博美氏（所有株式数：40,000株、所有割合：0.39%）、大川博美氏、その妻である大川英子氏、娘である大川三千代氏及び大川三千代氏の子息である大川遼氏が理事を務める一般社団法人大川（所有株式数：1,852,157株、所有割合：18.15%）、大川英子氏（所有株式数：10,000株、所有割合：0.10%）及び大川三千代氏（所有株式数：319,361株、所有割合：3.13%）との間で応募契約書を締結したこと（各応募株主の所有株式数合計：2,221,518株、所有割合：21.76%）並びに大川博美氏が公開買付者に再出資を行う予定となり、特別関係者の記載を含む公開買付届出書の記載内容について修正の必要が生じたことに伴い、2021年6月23日付で提出いたしました公開買付届出書（2021年7月14日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

本公開買付け後の経営方針

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

2 株券等の取引状況

(1) 届出日前60日間の取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

なお、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注1)の一環として、対象者取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するために実施されます。また、本取引の実行後、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持っていただくため、直接又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて、少なくとも本応募契約(以下に定義します。)に基づき本公開買付けに応募する対象者株式に係る税引き後の対価相当額をもって、公開買付者への出資その他の方法により公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得することを企図しています(その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定です。)

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2021年6月22日付で、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏(所有株式数:45,200株(注2)、所有割合(注3):0.44%)との間で応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、その中で大川和昌氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注2) 大川和昌氏は、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する譲渡制限付株式(3,306株)及び対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式(1,532株、小数点以下を切り捨て。以下、本注において同じとします。)を所有しておりますが、上記大川和昌氏の所有株式数(45,200株)には、譲渡制限付株式割当契約書上の譲渡制限及び役員持株会の規約上、大川和昌氏の個別の投資判断により本公開買付けに応募することができない当該譲渡制限付株式(3,306株)及び当該役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式(1,532株)は含まれておりません。また、大川和昌氏との間で同氏が本公開買付けに応募する旨を合意している対象者株式には、当該譲渡制限付株式及び当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している対象者株式は含まれておりません。以下同じです。

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2021年6月4日に提出した第55期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2021年4月20日現在の対象者の発行済株式総数(12,976,053株)から、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,769,037株)を控除した株式数(10,207,016株)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

<中略>

なお、対象者が2021年6月22日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2021年6月22日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

なお、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注1)の一環として、対象者取締役会
の賛同のもと、友好的に対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するために
実施されます。また、本取引の実行後、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏は、本公開買付け成立後も継続
して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持っていただくため、直接又は
大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて、少なくとも本応募契約(和昌氏)(以下に定
義します。)に基づき本公開買付けに応募する対象者株式に係る税引き後の対価相当額をもって、公開買付者への
出資その他の方法により公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得することを企図しています
(その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定です。)。また、対象者の取締役会長である大
川博美氏は、本公開買付け成立後も対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対
外的に明確化することを期するため、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提
供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくため、大川博美氏が直接、本応募契約
(博美氏)(以下に定義します。)に基づき本公開買付けに応募する対象者株式に係る税引き後の対価相当額を
もって、公開買付者への出資その他の方法により公開買付者の株式のうち、1%~3%程度の株式を取得するこ
とを企図しています(その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定です。)。なお、大川和昌氏
及び大川博美氏による再出資後においても、インテグラルは公開買付者の3分の2以上の株式を所有することを予
定しております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2021年6月22日付で、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏
(所有株式数:45,200株(注2)、所有割合(注3):0.44%)との間で応募契約書(以下「本応募契約(和昌
氏)」)と締結し、その中で大川和昌氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募
する旨を合意しております。また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2021年8月2日付で、対象者の
取締役会長である大川博美氏(所有株式数:40,000株(注4)、所有割合:0.39%)との間で応募契約書(以下
「本応募契約(博美氏)」)と締結し、その中で大川博美氏が所有する対象者株式の全てについて、
本公開買付けに応募する旨を合意し、また、同日付で、大川博美氏並びにその妻である大川英子氏、娘である大川
三千代氏及び大川三千代氏の子息である大川遼氏が理事を務める一般社団法人大川(所有株式数:1,852,157株、
所有割合:18.15%)との間で応募契約書(以下「本応募契約(大川)」)と締結し、その中で一般
社団法人大川が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。さらに、大
川博美氏の妻である大川英子氏(所有株式数:10,000株、所有割合:0.10%)との間で応募契約書(以下「本応募
契約(英子氏)」)と締結し、その中で大川英子氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買
付けに応募する旨を合意するとともに、大川博美氏の娘である大川三千代氏(所有株式数:319,361株、所有割
合:3.13%)との間で応募契約書(以下「本応募契約(三千代氏)」)と締結し、本応募契約(和昌氏)、本応募契約
(博美氏)、本応募契約(大川)及び本応募契約(英子氏)と併せて「本応募契約」と総称します。)を締結し、
その中で大川三千代氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。な
お、本応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注2) 大川和昌氏は、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する譲渡制限付株
式(3,306株)及び対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式(1,532株、小数点以下を
切り捨て。以下、本注において同じとします。)を所有しておりますが、上記大川和昌氏の所有株式数
(45,200株)には、譲渡制限付株式割当契約書上の譲渡制限及び役員持株会の規約上、大川和昌氏の個
別の投資判断により本公開買付けに応募することができない当該譲渡制限付株式(3,306株)及び当該
役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式(1,532株)は含まれておりません。また、大川和昌
氏との間で同氏が本公開買付けに応募する旨を合意している対象者株式には、当該譲渡制限付株式及び
当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している対象者株式は含まれておりません。以下同じ
です。

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2021年6月4日に提出した第55期第2四半期報告書(以下「対象者第2四
半期報告書」といいます。)に記載された2021年4月20日現在の対象者の発行済株式総数(12,976,053
株)から、対象者第2四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,769,037
株)を控除した株式数(10,207,016株)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四
捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

(注4) 大川博美氏は、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する譲渡制限付株
式(2,203株)及び対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式(6,228株、小数点以下を
切り捨て。以下、本注において同じとします。)を所有しておりますが、上記大川博美氏の所有株式数
(40,000株)には、譲渡制限付株式割当契約書上の譲渡制限及び役員持株会の規約上、大川博美氏の個
別の投資判断により本公開買付けに応募することができない当該譲渡制限付株式(2,203株)及び当該
役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式(6,228株)は含まれておりません。また、大川博美

氏との間で同氏が本公開買付けに応募する旨を合意している対象者株式には、当該譲渡制限付株式及び当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している対象者株式は含まれておりません。以下同じです。

< 中略 >

なお、対象者が2021年6月22日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2021年6月22日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2021年6月22日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役会長である大川博美氏から、本公開買付けについて反対の意見が表明された一方、公開買付者としては大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続きしていただくことを強く希望していることから、2021年6月22日、大川博美氏に対して本公開買付けの意義や大川博美氏にファウンダー最高顧問として果たしていただきたい役割、及び対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期するため、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくために公開買付者への再出資をご検討いただきたい旨を打診いたしました。その後、公開買付者は大川博美氏との間で2021年6月22日以後6回に亘る協議を行い、本取引後の大川博美氏の対象者に対する関与の在り方や公開買付者に対する出資の規模等について議論を重ねました。そして、最終的に2021年7月29日、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏との間で、本応募契約（博美氏）、本応募契約（大川）、本応募契約（英子氏）及び本応募契約（三千代氏）を締結したうえで大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が所有する対象者株式を本公開買付けに応募していただくこと、大川博美氏が公開買付者に対して再出資を行う予定であること並びに大川博美氏がファウンダー最高顧問、ファウンダー名誉顧問等の肩書の下、対象者の執行役員としてではなく対象者の顧問として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことについて合意しました。なお、公開買付者らは、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏との間で、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が大川博美氏による再出資を条件に本公開買付けに応募する旨の合意は行っておりません。なお、公開買付者としては大川博美氏が本取引に賛同いただける場合は、元より公開買付者に対して再出資を行っていただくことを希望しており、当該再出資の目的も本公開買付け成立後も対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期すること、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくことという点にあるため、大川博美氏による再出資は公開買付けの均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないものと考えております。

そして、公開買付者は、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏との間で、2021年8月2日、それぞれ本応募契約（博美氏）、本応募契約（大川）、本応募契約（英子氏）及び本応募契約（三千代氏）を締結しました。また、これに伴い、法令に基づき、公開買付け期間を当該訂正に係る本書の訂正届出書の提出日である2021年8月2日から起算して10営業日を経過した日にあたる2021年8月17日まで延長することとしました。なお、公開買付者は、2021年8月2日現在において、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格の変更は検討しておりません。

なお、対象者が2021年8月2日付で公表した「(変更)『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」（以下「対象者変更プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からの大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏の本公開買付けへの応募並びにその後の大川博美氏の公開買付者への出資等の説明を受け、本特別委員会（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義されます。以下同じです。）の意見も踏まえて、2021年8月2日開催の対象者取締役会において慎重に検討を行った結果、大川博美氏が対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期するため、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくために公開買付者への再出資をいただく趣旨であるとの公開買付者からの説明を踏まえて、大川博美氏から再出資いただくことは、対象者の取引先等に対する信用力の維持・向上に資すると考えられること、企業価値向上のための共通の目標を持って対象者の経営における指導・アドバイスに従事いただくことにより対象者の企業価値向上への貢献が見込まれること、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が本公開買付けに応募合意することは、大川博美氏による再出資を条件とするものではないこと、本公開買付けにおける買付条件、公開買付者による本公開買付け後の経営方針等には変更はないことから、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持するこ

とを決議したとのことです。かかる対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者変更プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

その後、大川和昌氏及びインテグラルは、対象者株式の非公開化を行うにあたり本取引を行うこととし、インテグラルは、本公開買付けのために2021年4月30日付で公開買付者を設立しました。大川和昌氏並びにインテグラル及び公開買付者（以下「公開買付者ら」と総称します。）は、インテグラルが2021年4月中旬から2021年5月中旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの途中経過等を踏まえ、対象者に対し、2021年5月24日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を3,160円前後とすることを含み、本取引の正式提案を行いました。その後、公開買付者らは、下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2021年5月25日に、対象者より、対象者が野村證券から受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義されます。以下同じです。）からの他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、本公開買付価格の再検討を行い、2021年6月2日に本公開買付価格を3,275円とする旨の再提案を行いました。これに対し、公開買付者らは、2021年6月3日に、対象者より、本特別委員会からの依然として他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格の引き上げの要請を受けたため、公開買付者らは、2021年6月8日に、本公開買付価格を3,390円とする旨の再提案を行いました。2021年6月9日に、対象者より、本特別委員会からの依然として他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格のさらなる引き上げの要請を受けました。これに対し、公開買付者らは、2021年6月17日に、対象者が2020年2月26日に実施した株式売出しにおける売出価格3,671円を上回り、さらに過去12ヶ月間の最高値を上回る水準である、本公開買付価格を3,675円とする旨の再提案を行いました。同日に、対象者より、本特別委員会からの依然として他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格のさらなる引き上げの要請を受けました。その後、公開買付者らは、対象者との間で、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2021年6月20日に本公開買付価格を3,781円としたい旨の最終提案を行いました。当該最終提案について、対象者取締役会は、2021年6月22日、当該提案価格が、()下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されている野村證券及び山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、レンジの中央値より上回っていること、()本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2021年6月21日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値2,658円に対して42.25%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,830円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して33.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,796円に対して35.23%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,676円に対して41.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、非公開化を目的としたMBO事例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム水準（平均的に約35%から約45%）と比較して、相応のプレミアムが付された価格であると評価できること、()本特別委員会の要請により本公開買付価格に関する価格提案の有意な引上げが実現されていること、()2021年2月に実施した入札手続における他の候補者の上限価格よりも上回った価格であることを踏まえ、本公開買付価格が対象者の株主の皆様にとって妥当な条件であり、且つ合理的な株式の売却の機会を提供できるものであると判断したとのことです。そして、公開買付者らは、2021年6月22日、対象者との間で、本公開買付価格を3,781円とすることについて合意に至りました。なお、公開買付者らは、大川和昌氏との間で、大川和昌氏が再出資を条件に本公開買付けに応募する旨の合意は行っておりません。

< 中略 >

なお、公開買付者は、財務情報等の客観的な資料、デュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の株価推移を参考にする等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を経て

本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは
取得しておりません。

(訂正後)

<前略>

その後、大川和昌氏及びインテグラルは、対象者株式の非公開化を行うにあたり本取引を行うこととし、インテグラルは、本公開買付けのために2021年4月30日付で公開買付者を設立しました。大川和昌氏並びにインテグラル及び公開買付者（以下「公開買付者ら」と総称します。）は、インテグラルが2021年4月中旬から2021年5月中旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの途中経過等を踏まえ、対象者に対し、2021年5月24日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を3,160円前後とすることを含み、本取引の正式提案を行いました。その後、公開買付者らは、下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2021年5月25日に、対象者より、対象者が野村證券から受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会からの他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、本公開買付価格の再検討を行い、2021年6月2日に本公開買付価格を3,275円とする旨の再提案を行いました。これに対し、公開買付者らは、2021年6月3日に、対象者より、本特別委員会からの依然として他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格の引き上げの要請を受けたため、公開買付者らは、2021年6月8日に、本公開買付価格を3,390円とする旨の再提案を行いました。2021年6月9日に、対象者より、本特別委員会からの依然として他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格のさらなる引き上げの要請を受けました。これに対し、公開買付者らは、2021年6月17日に、対象者が2020年2月26日に実施した株式売出しにおける売価3,671円を上回り、さらに過去12ヶ月間の最高値を上回る水準である、本公開買付価格を3,675円とする旨の再提案を行いました。同日に、対象者より、本特別委員会からの依然として他の候補者が検討当初に提出した初期的な提案価格と比較した場合になお妥当な価格とはいえないとの意見を踏まえ、プレミアム水準を含めた本公開買付けの成立の蓋然性を最大化する観点等から、本公開買付価格のさらなる引き上げの要請を受けました。その後、公開買付者らは、対象者との間で、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2021年6月20日に本公開買付価格を3,781円としたい旨の最終提案を行いました。当該最終提案について、対象者取締役会は、2021年6月22日、当該提案価格が、()下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されている野村證券及び山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、レンジの中央値より上回っていること、()本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2021年6月21日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値2,658円に対して42.25%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,830円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して33.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,796円に対して35.23%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,676円に対して41.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、非公開化を目的としたMBO事例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム水準（平均的に約35%から約45%）と比較して、相応のプレミアムが付された価格であると評価できること、()本特別委員会の要請により本公開買付価格に関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること、()2021年2月に実施した入札手続における他の候補者の上限価格よりも上回った価格であることを踏まえ、本公開買付価格が対象者の株主の皆様にとって妥当な条件であり、且つ合理的な株式の売却の機会を提供できるものであると判断したとのことです。そして、公開買付者らは、2021年6月22日、対象者との間で、本公開買付価格を3,781円とすることについて合意に至りました。なお、公開買付者らは、大川和昌氏との間で、大川和昌氏が再出資を条件に本公開買付けに応募する旨の合意は行っておりません。

<中略>

なお、公開買付者は、財務情報等の客観的な資料、デュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の株価推移を参考に等、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

公開買付者は、2021年6月23日から本公開買付けを開始いたしました。

その後、公開買付者は、2021年6月22日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役会長である大川博美氏から、本公開買付けについて反対の意見が表明された一方、公開買付者としては大川博美氏がファウンダー

最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続きしていただくことを強く希望していることから、2021年6月22日に、大川博美氏に対して本公開買付けの意義や大川博美氏にファウンダー最高顧問として果たしていただきたい役割、及び対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期するため、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくために公開買付者への再出資をご検討いただきたい旨を打診いたしました。その後、公開買付者は大川博美氏との間で2021年6月22日以後6回に亘る協議を行い、本取引後の大川博美氏の対象者に対する関与の在り方や公開買付者に対する出資の規模等について議論を重ねました。そして、最終的に2021年7月29日、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏との間で、本応募契約（博美氏）、本応募契約（大川）、本応募契約（英子氏）及び本応募契約（三千代氏）を締結したうえで大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が所有する対象者株式を本公開買付けに応募していただくこと、大川博美氏が公開買付者に対して再出資を行う予定であること並びに大川博美氏がファウンダー最高顧問、ファウンダー名誉顧問等の肩書の下、対象者の執行役員としてではなく対象者の顧問として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことについて合意しました。なお、公開買付者は、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏との間で、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が大川博美氏による再出資を条件に本公開買付けに応募する旨の合意は行っておりません。なお、公開買付者としては大川博美氏が本取引に賛同いただける場合は、元より公開買付者に対して再出資を行っていただくことを希望しており、当該再出資の目的も本公開買付け成立後も対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期すること、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくことという点にあるため、大川博美氏による再出資は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないものと考えております。

そして、公開買付者は、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏との間で、2021年8月2日、それぞれ本応募契約（博美氏）、本応募契約（大川）、本応募契約（英子氏）及び本応募契約（三千代氏）を締結しました。また、これに伴い、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正に係る本書の訂正届出書の提出日である2021年8月2日から起算して10営業日を経過した日にあたる2021年8月17日まで延長することとしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

< 前略 >

なお、対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からエクイティ・ファイナンスにより資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状況等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれないとのことです。加えて、対象者の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、対象者がこれまで培ってきたブランド力や知名度により、非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること等から、非公開化のデメリットは限定的であると考えており、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。また、対象者においては、本公開買付け後の公開買付者の資本構成に関し、直接又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて、少なくとも本応募契約に基づき本公開買付けに応募する対象者株式に係る税引き後の対価相当額をもって、公開買付者への出資その他の方法により公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得すること、本公開買付け後の公開買付者の議決権の3分の2を超える株式をインテグラルが所有すること、及び実質的にインテグラルの支援の下に事業改革が推進されることを前提に本取引に係る検討を行ったとのことです。以上を踏まえ、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると2021年6月22日開催の取締役会で判断したとのことです。

< 中略 >

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である大川和昌氏は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して出資を行うことを予定していること及び本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、公開買付者は、大川博美氏との間で本公開買付け後の対象者の役員就任について何らの合意も行っておりませんが、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを希望していることから、大川博美氏が本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、まず、大川和昌氏及び大川博美氏を除く4名の取締役において審議及び決議（以下「第1決議」といいます。）を行い、さらに、より慎重な判断を行うため、大川博美氏を加えた5名の取締役に改めて審議及び決議（以下「第2決議」といいます。）を行い、第1決議及び第2決議の両決議の内容が一致した場合に対象者取締役会として決議が成立したものと取り扱うこととしたとのことです。その上で、第1決議については全員一致で、第2決議については大川博美氏を除く全員一致で成立したため、対象者の取締役会として上記の決議が成立したとのことです。なお、大川博美氏は、公開買付者らの想定する本公開買付け後の経営方針が対象者の今後の成長に資するとは考えられないとの理由により、本公開買付けに反対する旨の意見を表明したとのことです。大川博美氏は、対象者の立場において、公開買付者との協議・交渉には一切参加していないとのことです。

(訂正後)

<前略>

なお、対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からエクイティ・ファイナンスにより資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状況等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれないとのことです。加えて、対象者の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、対象者がこれまで培ってきたブランド力や知名度により、非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること等から、非公開化のデメリットは限定的であると考えており、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。また、対象者においては、本公開買付け後の公開買付者の資本構成に関し、直接又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて、少なくとも本応募契約（和昌氏）に基づき本公開買付けに応募する対象者株式に係る税引き後の対価相当額をもって、公開買付者への出資その他の方法により公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得すること、本公開買付け後の公開買付者の議決権の3分の2を超える株式をインテグラルが所有すること、及び実質的にインテグラルの支援の下に事業改革が推進されることを前提に本取引に係る検討を行ったとのことです。以上を踏まえ、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると2021年6月22日開催の取締役会で判断したとのことです。

<中略>

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である大川和昌氏は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して出資を行うことを予定していること及び本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、公開買付者は、大川博美氏との間で本公開買付け後の対象者の役員就任について何らの合意も行っておりませんが、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていたことを希望していることから、大川博美氏が本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、まず、大川和昌氏及び大川博美氏を除く4名の取締役において審議及び決議（以下「第1決議」といいます。）を行い、さらに、より慎重な判断を行うため、大川博美氏を加えた5名の取締役に改めて審議及び決議（以下「第2決議」といいます。）を行い、第1決議及び第2決議の両決議の内容が一致した場合に対象者取締役会として決議が成立したものと取り扱うこととしたとのことです。その上で、第1決議については全員一致で、第2決議については大川博美氏を除く全員一致で成立したため、対象者の取締役会として上記の決議が成立したとのことです。なお、大川博美氏は、公開買付者らの想定する本公開買付け後の経営方針が対象者の今後の成長に資するとは考えられないとの理由により、本公開買付けに反対する旨の意見を表明したとのことです。大川博美氏は、対象者の立場において、公開買付者との協議・交渉には一切参加していないとのことです。

対象者変更プレスリリースによれば、その後、2021年7月30日、対象者は、公開買付者からの大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏の本公開買付けへの応募並びにその後の大川博美氏の公開買付者への出資等の説明を受け、本特別委員会の意見も踏まえて、2021年8月2日開催の対象者取締役会において慎重に検討を行った結果、大川博美氏が対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期するため、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくために公開買付者への再出資をいただく趣旨であるとの公開買付者からの説明を踏まえて、大川博美氏から再出資いただくことは、対象者の取引先等に対する信用力の維持・向上に資すると考えられること、企業価値向上のための共通の目標を持って対象者の経営における指導・アドバイスに従事いただくことにより対象者の企業価値向上への貢献が見込まれること、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が本公開買付けに応募合意することは、大川博美氏による再出資を条件とするものではないこと、本公開買付けにおける買付条件、公開買付者による本公開買付け後の経営方針等には変更はないことから、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計6名のうち、大川和昌氏及び大川博美氏を除く取締役4名）の全員一致で、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。2021年8月2日開催の対象者取締役会には、業務上の都合により欠席した監査役1名（大島俊明氏）を除き、対象者の監査役3名（杉浦正健氏、近藤克磨氏及び天野彰英氏）が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、2021年8月2日開催の対象者取締役会に欠席した大島俊明氏からも、当該取締役会に先立ち、公開買付者からの大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏の本公開買付けへの応募並びにその後の大川博美氏の公開買付者

への出資等の説明を同氏に行ったうえで、上記決議につき監査役として異議がない旨を確認しているとのことで

す。

本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、大川和昌氏は、インテグラル及び公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合には、本取引の実行後において直接又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて公開買付者への出資その他の方法により大川和昌氏が、少なくとも本公開買付けにより得る税引き後の株式譲渡代金相当額を充当し、公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しており(その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定ですが、公開買付者は、今後、大川和昌氏との間で大川和昌氏が取得する公開買付者の株式の発行済株式総数に対する割合が1%以上3分の1未満の水準となる範囲で協議を行う予定です。)、本公開買付け終了後も継続して対象者の代表取締役として、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載の経営を推進する予定です。公開買付者としては、インテグラルが指名する者2名又は3名程度を対象者の取締役に就任させることを考えておりますが、その具体的な人数、時期及び候補者等については現時点では未定であり、さらに公開買付者と大川和昌氏を除く対象者の取締役及び監査役との間では、本公開買付け後の役員就任について何らの合意も行っておりません。なお、本公開買付け実施後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、対象者と友好的に協議しながら決定していく予定です。また、本公開買付け成立後の対象者の従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しております。また、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者及び対象者は、本合併を行うことを予定しておりますが、本合併の具体的な日程等の詳細については本書提出日現在未定です。

(訂正後)

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、大川和昌氏は、インテグラル及び公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合には、本取引の実行後において直接又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて公開買付者への出資その他の方法により大川和昌氏が、少なくとも本公開買付けにより得る税引き後の株式譲渡代金相当額を充当し、公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しており(その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定ですが、公開買付者は、今後、大川和昌氏との間で大川和昌氏が取得する公開買付者の株式の発行済株式総数に対する割合が1%以上3分の1未満の水準となる範囲で協議を行う予定です。)、本公開買付け終了後も継続して対象者の代表取締役として、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」に記載の経営を推進する予定です。また、大川博美氏は、インテグラル及び公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合には、本取引の実行後において大川博美氏が直接、公開買付者への出資その他の方法により大川博美氏が、少なくとも本公開買付けにより得る税引き後の株式譲渡代金相当額を充当し、公開買付者の株式のうち、1%~3%程度の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しており(その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定です。)、本公開買付け終了後もファウンダー最高顧問、ファウンダー名誉顧問等の肩書の下、対象者の顧問として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを予定しております(顧問としての具体的な役割の詳細については本公開買付け成立後に大川博美氏との間で協議の上決定する予定です。)。公開買付者としては、インテグラルが指名する者2名又は3名程度を対象者の取締役に就任させることを考えておりますが、その具体的な人数、時期及び候補者等については現時点では未定であり、さらに公開買付者と大川和昌氏を除く対象者の取締役及び監査役との間では、本公開買付け後の役員就任について何らの合意も行っておりません。なお、本公開買付け実施後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、対象者と友好的に協議しながら決定していく予定です。また、本公開買付け成立後の対象者の従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しております。また、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者及び対象者は、本合併を行うことを予定しておりますが、本合併の具体的な日程等の詳細については本書提出日現在未定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MB)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)(以下「M o M」といいます。)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてM o Mの買付予定数の下限は設定しておりません。M o Mにおけるマイノリティ(少数株主)の所有株式の計算にあたっては、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを希望していることから、大川博美氏が本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、大川博美氏及びその親族並びに一般社団法人大川の所有する対象者株式数を含めておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MB)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)(以下「M o M」といいます。)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてM o Mの買付予定数の下限は設定しておりません。M o Mにおけるマイノリティ(少数株主)の所有株式の計算にあたっては、公開買付者は、本公開買付けの開始前から、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを希望しており、また、本公開買付けの開始後、大川博美氏が本公開買付けが成立した場合には公開買付者に対して出資を行うことを予定することとなり、さらに、本取引後にファウンダー最高顧問、ファウンダー名誉顧問等の肩書の下、対象者の顧問として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを予定することとなり、大川博美氏が本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあることから、加えて、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏は、それぞれ本応募契約(博美氏)、本応募契約(大川)、本応募契約(英子氏)及び本応募契約(三千代氏)を締結していることから、大川博美氏及びその親族並びに一般社団法人大川の所有する対象者株式数を含めておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

<後略>

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

公開買付者は、2021年6月22日付で、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏（所有株式数：45,200株、所有割合：0.44%）との間で、本応募契約を締結し、その中で大川和昌氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約においては大川和昌氏による応募の前提条件は存在しません。

また、公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合には、本取引の実行後において公開買付者への出資その他の方法により大川和昌氏又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人が、少なくとも本公開買付けにより得る税引き後の株式譲渡代金相当額を充当し、公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しております（その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定ですが、公開買付者は、今後、大川和昌氏との間で大川和昌氏が取得する公開買付者の株式の発行済株式総数に対する割合が1%以上3分の1未満の水準となる範囲で協議を行う予定です。）。当該再出資に際して、善管注意義務や職務専念義務に関する事項を定める経営委任契約及び公開買付者の株式の譲渡制限や守秘義務に関する事項を定める公開買付者の運営に関する事項を定めた株主間契約等の契約を締結する予定ですが、現時点においては具体的に合意されている事項はありません。

(訂正後)

公開買付者は、2021年6月22日付で、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏（所有株式数：45,200株、所有割合：0.44%）との間で、本応募契約（和昌氏）を締結し、その中で大川和昌氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者は、2021年8月2日付で、対象者の取締役会長である大川博美氏（所有株式数：40,000株、所有割合：0.39%）との間で、本応募契約（博美氏）を締結し、その中で大川博美氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意し、また、同日付で、大川博美氏並びにその妻である大川英子氏、娘である大川三千代氏及び大川三千代氏の子息である大川遼氏が理事を務める一般社団法人大川（所有株式数：1,852,157株、所有割合：18.15%）との間で、本応募契約（大川）を締結し、その中で一般社団法人大川が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意し、大川博美氏の妻である大川英子氏（所有株式数：10,000株、所有割合：0.10%）との間で本応募契約（英子氏）を締結し、その中で大川英子氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意し、大川博美氏の娘である大川三千代氏（所有株式数：319,361株、所有割合：3.13%）との間で本応募契約（三千代氏）を締結し、その中で大川三千代氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約においては大川和昌氏、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏による応募の前提条件は存在しません。

また、公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合には、本取引の実行後において公開買付者への出資その他の方法により大川和昌氏又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人が、少なくとも本公開買付けにより得る税引き後の株式譲渡代金相当額を充当し、公開買付者の株式のうち、1%以上3分の1未満の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しております（その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定ですが、公開買付者は、今後、大川和昌氏との間で大川和昌氏が取得する公開買付者の株式の発行済株式総数に対する割合が1%以上3分の1未満の水準となる範囲で協議を行う予定です。）。当該再出資に際して、善管注意義務や職務専念義務に関する事項を定める経営委任契約及び公開買付者の株式の譲渡制限や守秘義務に関する事項を定める公開買付者の運営に関する事項を定めた株主間契約等の契約を締結する予定ですが、現時点においては具体的に合意されている事項はありません。

また、公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合には、本取引の実行後において公開買付者への出資その他の方法により大川博美氏が直接、少なくとも本公開買付けにより得る税引き後の株式譲渡代金相当額を充当し、公開買付者の株式のうち、1%～3%程度の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しております（その具体的な金額、出資比率及び時期については現時点では未定です。）。当該再出資に際して、善管注意義務や職務専念義務に関する事項を定める対象者との間の顧問契約及び公開買付者の株式の譲渡制限や守秘義務に関する事項を定める公開買付者の運営に関する事項を定めたインテグラルとの間の株主間契約の契約を締結する予定ですが、現時点においては具体的に合意されている事項はありません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2021年6月23日(水曜日)から2021年8月5日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2021年6月23日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2021年6月23日(水曜日)から2021年8月17日(火曜日)まで(37営業日)
公告日	2021年6月23日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	<p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、M o Mの買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてM o Mの買付予定数の下限は設定していません。M o Mにおけるマイノリティ(少数株主)の所有株式の計算にあたっては、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がフアウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを希望していることから、<u>大川博美氏が本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、大川博美氏及びその親族並びに一般社団法人大川の所有する対象者株式数を含めておりません。</u>もともと、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。</p> <p>なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p style="padding-left: 2em;">(省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p style="padding-left: 2em;">(i) (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">() (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>なお、対象者取締役会は、2021年6月22日、本特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書(山田コンサル)の提出を受けており、本株式価値算定書(山田コンサル)の内容も踏まえて、下記「<u>対象者における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見</u>」に記載の決議を実施したとのことです。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p>
-------	---

対象者における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

< 中略 >

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である大川和昌氏は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して出資を行うことを予定していること及び本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、公開買付者は、大川博美氏との間で本公開買付け後の対象者の役員就任について何らの合意もありませんが、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを希望していることから、大川博美氏が本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、まず、大川和昌氏及び大川博美氏を除く4名の取締役において審議及び決議（第1決議）を行い、さらに、より慎重な判断を行うため、大川博美氏を加えた5名の取締役に改めて審議及び決議（第2決議）を行い、第1決議及び第2決議の両決議の内容が一致した場合に対象者取締役会として決議が成立したものと取り扱うこととしたとのことです。その上で、第1決議については全員一致で、第2決議については大川博美氏を除く全員一致で成立したため、対象者の取締役会として上記の決議が成立したとのことです。なお、大川博美氏は、公開買付者らの想定する本公開買付け後の経営方針が対象者の今後の成長に資するとは考えられないとの理由により、本公開買付けに反対する旨の意見を表明したとのことです。大川博美氏は、対象者の立場において、公開買付者との協議・交渉には一切参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

< 後略 >

(訂正後)

<p>算定の経緯</p>	<p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、M o Mの買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてM o Mの買付予定数の下限は設定していません。M o Mにおけるマイノリティ(少数株主)の所有株式の計算にあたっては、公開買付者は、本公開買付けの開始前から、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを希望しており、また、本公開買付けの開始後、大川博美氏が本公開買付けが成立した場合には公開買付者に対して出資を行うことを予定することとなり、さらに、本取引後にファウンダー最高顧問、ファウンダー名誉顧問等の肩書の下、対象者の顧問として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを予定することとなり、大川博美氏が本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあることから、加えて、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏は、それぞれ本応募契約(博美氏)、本応募契約(大川)、本応募契約(英子氏)及び本応募契約(三千代氏)を締結していることから、大川博美氏及びその親族並びに一般社団法人大川の所有する対象者株式数を含めておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。</p> <p>なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> <p style="padding-left: 2em;">(省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(i) (省略)</p> <p>() (省略)</p> <p>その後、対象者は、公開買付者からの大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏の本公開買付けへの応募並びにその後の大川博美氏の公開買付者への出資等の説明を受け、改めて上記の答申内容を維持できるかどうかにつき本特別委員会に確認を行い、2021年8月2日に、本特別委員会から、大川博美氏が対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期するため、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくために公開買付者への再出資をいただく趣旨であるとの公開買付者からの説明を踏まえて、大川博美氏から再出資いただくことは、対象者の取引先等に対する信用力の維持・向上に資すると考えられること、企業価値向上のための共通の目標を持って対象者の経営における指導・アドバイスに従事いただくことにより対象者の企業価値向上への貢献が見込まれること、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が本公開買付けに応募合意することは、大川博美氏による再出資を条件とするものではないこと、本公開買付けにおける買付条件、公開買付者による本公開買付け後の経営方針等には変更はないことを踏まえると、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと考えられることに変更はなく、上記の答申内容に関して特段変更はない旨の意見を確認しているとのことです。</p>
--------------	---

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

< 中略 >

なお、対象者取締役会は、2021年6月22日、本特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書（山田コンサル）の提出を受けており、本株式価値算定書（山田コンサル）の内容も踏まえて、下記「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の決議を実施したとのことです。

< 中略 >

対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

< 中略 >

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である大川和昌氏は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して出資を行うことを予定していること及び本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、公開買付者は、大川博美氏との間で本公開買付け後の対象者の役員就任について何らの合意も行っておりませんが、本公開買付けが成立した場合には、大川博美氏がファウンダー最高顧問の肩書の下、対象者の少なくとも取締役・執行役員・常勤監査役等により構成される重要な意思決定機関である経営会議における執行役員の一員として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを希望していることから、大川博美氏が本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、まず、大川和昌氏及び大川博美氏を除く4名の取締役において審議及び決議（第1決議）を行い、さらに、より慎重な判断を行うため、大川博美氏を加えた5名の取締役にて改めて審議及び決議（第2決議）を行い、第1決議及び第2決議の両決議の内容が一致した場合に対象者取締役会として決議が成立したものと取り扱うこととしたとのことです。その上で、第1決議については全員一致で、第2決議については大川博美氏を除く全員一致で成立したため、対象者の取締役会として上記の決議が成立したとのことです。なお、大川博美氏は、公開買付者らの想定する本公開買付け後の経営方針が対象者の今後の成長に資するとは考えられないとの理由により、本公開買付けに反対する旨の意見を表明したとのことです。大川博美氏は、対象者の立場において、公開買付者との協議・交渉には一切参加していないとのことです。

さらに、2021年7月30日、対象者は、公開買付者からの大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏の本公開買付けへの応募並びにその後の大川博美氏の公開買付者への出資等の説明を受け、本特別委員会の意見も踏まえて、2021年8月2日開催の対象者取締役会において慎重に検討を行った結果、大川博美氏が対象者の創業者として引き続き対象者を支援する意向を有していることを対外的に明確化することを期するため、また、継続して対象者の企業価値の向上のための助言等を対象者に対して提供していただくとともに、企業価値向上のための共通の目標を持っていただくために公開買付者への再出資をいただく趣旨であるとの公開買付者からの説明を踏まえて、大川博美氏から再出資いただくことは、対象者の取引先等に対する信用力の維持・向上に資すると考えられること、企業価値向上のための共通の目標を持って対象者の経営における指導・アドバイスに従事いただくことにより対象者の企業価値向上への貢献が見込まれること、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏が本公開買付けに応募合意することは、大川博美氏による再出資を条件とするものではないこと、本公開買付けにおける買付条件、公開買付者による本公開買付け後の経営方針等には変更はないことから、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。2021年8月2日開催の対象者取締役会には、業務上の都合により欠席した監査役1名（大島俊明氏）を除き、対象者の監査役3名（杉浦正健氏、近藤克麿氏及び天野彰英氏）が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、2021年8月2日開催の対象者取締役会に欠席した大島俊明氏からも、当該取締役会に先立ち、公開買付者からの大川博美氏及び一般社団法人大川の本公開買付けへの応募並びにその後の大川博美氏の公開買付者への出資等の説明を同氏に行ったうえで、上記決議につき監査役として異議がない旨を確認しているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である大川和昌氏は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して出資を行うことを予定していること及び本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、2021年8月2日開催の対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、大川博美氏は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して出資を行うことを予定していること及び本取引後に大川博美氏がファウンダー最高顧問、ファウンダー名誉顧問等の肩書の下、対象者の顧問として、経営における指導・アドバイスの貢献を引き続き行っていただくことを予定していることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、2021年8月2日開催の対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、37営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

< 後略 >

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	102,070
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年6月23日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年6月23日現在)(個)(g)	500
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2021年4月20日現在)(個)(j)	101,854
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

<後略>

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	102,070
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年6月23日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年6月23日現在)(個)(g)	984
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2021年4月20日現在)(個)(j)	101,854
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

<後略>

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	38,592,727,496
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	75,000,000
その他(c)	<u>5,200,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>38,672,927,496</u>

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	38,592,727,496
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	75,000,000
その他(c)	<u>7,200,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>38,674,927,496</u>

< 後略 >

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2021年8月20日(金曜日)

(訂正後)

2021年8月24日(火曜日)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2021年6月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	500 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	500		
所有株券等の合計数	500		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(訂正後)

(2021年6月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	984 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	984		
所有株券等の合計数	984		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
(訂正前)

(2021年 6 月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	500 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	500		
所有株券等の合計数	500		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(訂正後)

(2021年 6 月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	984 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	984		
所有株券等の合計数	984		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

(2021年 6 月23日現在)

氏名又は名称	大川 和昌
住所又は所在地	愛知県岡崎市藪田一丁目 1 番地12 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社オリバー 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社オリバー 常務取締役管理本部長 山本 隆夫 連絡場所 愛知県岡崎市藪田一丁目 1 番地12 電話番号 0564-27-2800
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 大川和昌氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合において、本取引の実行後、直接又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて公開買付者への出資その他の方法により公開買付者の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるかと判断し、特別関係者として記載しております。

(訂正後)

(2021年6月23日現在)

氏名又は名称	大川 和昌
住所又は所在地	愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社オリバー 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社オリバー 常務取締役管理本部長 山本 隆夫 連絡場所 愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12 電話番号 0564-27-2800
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 大川和昌氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合において、本取引の実行後、直接又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて公開買付者への出資その他の方法により公開買付者の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性がある」と判断し、特別関係者として記載しております。

(2021年6月23日現在)

氏名又は名称	大川 博美
住所又は所在地	愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社オリバー 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社オリバー 常務取締役管理本部長 山本 隆夫 連絡場所 愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12 電話番号 0564-27-2800
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株券等を取得することを合意している者

(注) 大川博美氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合において、本取引の実行後、大川博美氏が直接、公開買付者への出資その他の方法により公開買付者の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性がある」と判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】
(訂正前)
大川 和昌

(2021年6月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	500(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	500		
所有株券等の合計数	500		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式3,306株に係る議決権の数33個が含まれております。なお、当該対象者株式のうち1,457株には2050年3月8日までの、1,849株には2051年3月4日までの譲渡制限が付されております。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式1,532株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数15個が含まれております。

(訂正後)
大川 和昌

(2021年6月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	500 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	500		
所有株券等の合計数	500		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式3,306株に係る議決権の数33個が含まれております。なお、当該対象者株式のうち1,457株には2050年3月8日までの、1,849株には2051年3月4日までの譲渡制限が付されております。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式1,532株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数15個が含まれております。

大川 博美

(2021年6月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	484 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	484	—	—
所有株券等の合計数	484	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として付与された対象者株式2,203株に係る議決権の数22個が含まれております。なお、当該対象者株式のうち971株には2050年3月8日までの、1,232株には2051年3月4日までの譲渡制限が付されております。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式6,228株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数62個が含まれております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

(訂正前)

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
大川 和昌	普通株式	78株		78株

(注) 大川和昌氏は、対象者の役員持株会を通じての市場取引による買付けにより、2021年4月28日に39株(小数点以下を切捨て)、2021年5月28日に39株(小数点以下を切捨て)を取得しております。

(訂正後)

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
大川 和昌	普通株式	78株		78株

(注) 大川和昌氏は、対象者の役員持株会を通じての市場取引による買付けにより、2021年4月28日に39株(小数点以下を切捨て)、2021年5月28日に39株(小数点以下を切捨て)を取得しております。

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
大川 博美	普通株式	79株	—	79株

(注) 大川博美氏は、対象者の役員持株会を通じての市場取引による買付けにより、2021年4月28日に39株(小数点以下を切捨て)、2021年5月28日に39株(小数点以下を切捨て)を取得しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、2021年6月22日付で、大川和昌氏との間で、その所有する対象者株式45,200株(所有割合:0.44%)の全てについて、本応募契約を締結しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、2021年6月22日付で、大川和昌氏との間で、その所有する対象者株式45,200株(所有割合:0.44%)の全てについて、本応募契約(和昌氏)を締結しております。また、公開買付者は、2021年8月2日付で、大川博美氏との間で、その所有する対象者株式40,000株(所有割合:0.39%)の全てについて、本応募契約(博美氏)を締結しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2021年6月22日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、公開買付者は、2021年6月22日付で、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏との間で、大川和昌氏が所有する対象者株式45,200株(所有割合:0.44%)の全てについて、本応募契約を締結し、また、公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合において、本取引の実行後、公開買付者への出資その他の方法により大川和昌氏又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて公開買付者の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しております。詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2021年6月22日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

さらに、対象者変更プレスリリースによれば、対象者は、大川博美氏、一般社団法人大川、大川英子氏及び大川三千代氏の公開買付けへの応募並びにその後の大川博美氏の公開買付者への出資等を踏まえ、2021年8月2日開催の対象者取締役会において、対象者プレスリリースにて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース、対象者変更プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、公開買付者は、2021年6月22日付で、対象者の代表取締役社長である大川和昌氏との間で、大川和昌氏が所有する対象者株式45,200株(所有割合:0.44%)の全てについて、本応募契約(和昌氏)を締結し、また、公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合において、本取引の実行後、公開買付者への出資その他の方法により大川和昌氏又は大川和昌氏が全部又は一部の株式又は持分を所有する法人を通じて公開買付者の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しております。また、公開買付者は、2021年8月2日付で、対象者の取締役会長である大川博美氏との間で、大川博美氏が所有する対象者株式40,000株(所有割合:0.39%)の全てについて、本応募契約(博美氏)を締結し、また、公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合において、本取引の実行後、公開買付者への出資その他の方法により大川博美氏が直接、公開買付者の株式を取得する契約を別途協議の上締結することを合意しております。

詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2021年8月2日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2021年6月23日付「公開買付開始公告」の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。